

都市計画施設の区域内における建築許可等に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による建築の許可に係る手続き事務について必要な取扱いを定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めるところによる。

(許可の申請)

第3条 法第53条第1項の規定による建築の許可の申請をしようとする者は、許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、同意書（第2号様式）及び別表に掲げる図書を添付して提出しなければならない。

- 2 申請書の宛先は、会津若松市長とし、申請書の提出先は、建設部都市計画課とする。
- 3 申請書の申請者は建築物の建築主とし、代理人が申請することもできる。この場合において、代理人は、委任状（第3号様式）を提出しなければならない。
- 4 申請書の提出部数は、正本及び副本それぞれ1部とする。

(許可申請の変更届出に関する取扱い)

第4条 法第53条第1項に規定する許可を受けた者は、建築行為の完了前に建築物の計画の一部を変更しようとする場合は、事前に変更後の建築物が法第54条第1項各号の規定、又は市が別に定める特例基準に適合することについて市長の確認を受け、変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。ただし、次の各号に掲げる建築物の計画の変更に関してはこの限りでない。

- (1) 階数の増加
- (2) 構造種別の変更

(許可申請の取下げ等に関する取扱い)

第5条 法第53条第1項に規定する許可を受けた後に当該工事を取り止めようとするときは、取止届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 法第53条第1項に規定する許可申請を取り下げようとするときは、取下届（第6号様式）を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、同日以後に申請がなされたものから適用する。

別表（第3条関係）

都市計画法施行規則第39条第2項の規定による図書

- 1 敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図：縮尺=1/500以上）
- 2 二面以上の建築物の断面図（断面図：縮尺=1/200以上）
- 3 その他参考となるべき事項を記載した図書
 - (1) 位置図（縮尺=1/10,000程度）
 - (2) 区域図（縮尺=1/2,500程度）
 - (3) 平面図（縮尺=1/200以上）
 - (4) 立面図（縮尺=1/200以上）
 - (5) その他、市長が必要と認めた事項を記載した図書

（注）各図面に計画線又は事業区域を朱線により明示すること。